

d ポイントクラブ会員規約

株式会社 NTT ドコモ（以下、「当社」といいます）は、この「d ポイントクラブ会員規約」（以下、「本規約」といいます）に従って、「d ポイントクラブ」（以下、「本会」といいます）に入会した方（以下、「会員」といいます）に対し、「d ポイント」と称されるポイント（以下「d ポイント」といいます）の進呈等一定の特典（以下、「本会特典」といいます）を提供する制度（以下、「本プログラム」といいます）を実施します。本プログラムは、本規約に従って運営されるものとします。なお、細目については、当社が別途発行する「d ポイントクラブご利用ガイドブック」等（以下、「ガイドブック等」といいます）又は第 1 条第 12 号にて定める d ポイントクラブサイトに従うものとします。

第 1 条（定義）

本プログラムで使用する用語の意味は次の各号に定めるとおりです。なお、本規約に定めのない用語については、契約約款等（第 2 号にて定義します）によるものとします。

(1) ポイント提供対象サービス

d ポイント進呈の対象となる当社が別途定めるサービス及び取引の総称をいいます。

(2) 契約約款等

FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款若しくはワイドスター通信サービス契約約款の総称をいいます。

(3) 対象回線契約

契約約款等に基づく回線契約をいいます。

(4) 継続利用期間

対象回線契約の継続期間をいいます。新規ご契約日の翌月を 1 か月目とし 1 か月単位で計算します。但し、ご契約日が月の 1 日である場合は当月を 1 か月目とします。

(5) d カードサービス

当社が別途定める「d カード利用規約（会員規約）」（以下「d カード利用規約」といいます）に従って提供されるクレジット機能を内容とするサービスをいいます。

(6) d カード

d カードサービスのうち、d カード利用規約において d カードと称されるサービス区分をいいます。

(7) d カード GOLD

d カードサービスのうち、d カード利用規約において d カード GOLD と称されるサービス区分をいいます。

(8) サービスステージ

4 ステージから構成される本会特典提供のための区分をいいます。サービスステージ

は次の各号に定める基準により決定されます。

- ①毎年12月～5月及び6月～11月の6ヵ月間(以下「判断基準期間」といいます。)に会員が獲得したdポイントの総数(但し、dポイント(期間・用途限定)(第3条第3項に定義されます)、その他当社が別途定める場合に進呈されるdポイントの獲得数は含まれません)
- ②毎年5月末/11月末(以下「判断基準日」といいます)時点の会員の継続利用期間(対象回線契約を保有していない会員はこの基準は適用されません)
- ③会員の有する対象回線契約にかかる回線をdカード利用規約に定める「ご利用携帯電話番号」として指定し、又はdアカウント(第2条第1項第2号にて定義します)をdカードサービスの利用料金に応じたdポイントの進呈先として指定(以下、「ご利用携帯電話番号」の指定及び当該dアカウントの指定を総称して「携帯電話番号等指定」といいます)したdカードサービスのサービス区分(dカード又はdカード GOLD)の状況

上記基準によりサービスステージが会員に適用されるのは、当社が別に定める場合を除き、毎年7月1日及び1月1日から6ヵ月間となります。

但し、dカード又はdカード GOLDのサービス区分によるサービスステージの適用は、以下の通りとなります。

①dカードサービスを利用する場合

dカード又はdカード GOLDのサービス区分にかかるdカードサービスにて携帯電話番号等指定を受けた時点から適用されます。

②dカードサービスのサービス区分を変更する場合

dカード又はdカード GOLDのサービス区分を変更した時点から適用されます。

③dカード又はdカード GOLDのサービス区分にかかるdカードサービス契約の終了その他の理由により、携帯電話番号等指定が解除された場合

当該指定を解除した時点から適用されます。

なお、各サービスステージの名称及び適用条件は以下の通りです。以下記載の順に上位のサービスステージとし、複数のサービスステージの適用条件を満たした場合は、上位のサービスステージが会員に適用されます。

・ゴールドステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ①会員の判断基準期間におけるdポイントの獲得数が10,000ポイント以上であること
- ②会員の有する対象回線契約に係る回線又はdアカウントについて、dカード GOLDのサービス区分にかかるdカードサービスにて携帯電話番号等指定をすること

- ・シルバーステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ①会員の判断基準期間における d ポイント獲得数が 3,000 ポイント以上であること
- ②会員の判断基準日における継続利用期間が 15 年以上であること

- ・ブロンズステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ①会員の判断基準期間における d ポイント獲得数が 600 ポイント以上であること
- ②会員の判断基準日における継続利用期間が 10 年以上であること、
- ③会員の有する対象回線契約に係る回線又は d アカウントについて d カードのサービス区分にかかる d カードサービスにて携帯電話番号等指定をすること

- ・レギュラーステージ

条件：ゴールドステージ、シルバーステージ、ブロンズステージのいずれの要件も満たさない場合

(9) ドコモマイショップ

当社及び当社が認定した取扱店（以下、「対象店舗」といいます）が、当社が別途定める「ドコモマイショップ会員特約」に基づき実施する会員制度をいいます。

(10) 登録店舗

会員が、当社が別途定める「ドコモマイショップ会員特約」に基づき対象店舗のうちの 1 店舗にドコモマイショップ会員として登録している場合の当該店舗をいいます。

(11) d ポイント協賛店

当社と本プログラムにおいて本会特典の提供又はポイント交換等の提携をしている会社等をいいます。

(12) d ポイントクラブサイト

本プログラムにかかる各種情報の閲覧、及び本会特典の提供の申込みを行うことができる会員専用の Web サイトをいいます。

(13) 旧 2in1 契約

平成 20 年 3 月 2 日までに締結された 2in1 利用（「FOMA サービス契約約款」に定める定義と同一とする）を利用するための契約のうち、平成 20 年 3 月 3 日より提供が開始されたサービス内容に基づいて 2in1 利用を利用する契約への移行手続がなされていない契約をいいます。

(14) 2in1 パケット等料金引受オプションサービス

当社が「2in1 パケット等料金引受オプションサービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。

第2条（入会申込及び会員資格等）

1. 本会は、次の各号のいずれかを満たしたお客様に限りご入会いただくことができます。
 - (1) 対象回線契約（当社が指定する一部の料金種別での契約を除きます）を締結している個人のお客様（以下「回線契約者」といいます）。
 - (2) 当社が別途定める d アカウント規約（以下「d アカウント規約」といいます）に基づき当社が発行した d アカウント ID 及びパスワード（以下「d アカウント」といいます）をお持ちのお客様。
2. お客様が本会への入会を希望される場合、本規約に同意のうえ、当社が別に定める方法に従い、本会の入会にかかるお客様と当社との間の契約（以下「本契約」といいます）のお申込みを行う必要があります。
3. 当社は、前項に基づくお客様からのお申込みを受けた場合、審査のうえ、当社所定の方法により、本契約のお申込みに対する諾否を通知します。お客様が当社所定の本会への入会手続に関する書面に署名又は本会への入会手続ができる当社所定の Web サイトにおいて入会手続完了の画面を表示した時点で、お客様と当社との間に本契約が成立し、その効力を生じるものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様からのお申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 本条第1項各号に該当しないお客様によるお申込みである場合
 - (2) 入会申込時に申告した d アカウントが、過去当社との間で法人名義での対象回線契約を契約時に取得されたもので、かつ対象回線契約解約後、入会申込時においても継続して利用されているものである場合。
 - (3) 回線契約者によるお申込みであり、かつ、対象回線契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中等、当社が別に定める状態にある場合
 - (4) 対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (5) 過去又は現在、本規約、d アカウント規約、d ポイントクラブ特約（以下総称して「本規約等」といいます。）のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合
 - (6) 本会への申込内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合
 - (7) その他当社が不相当と判断した場合
4. 本会は、入会金及び会費は一切不要です。
5. 複数の対象回線契約の料金をおある対象回線契約において代表して一括で支払うサービス（以下「一括請求サービス」といい、代表して一括で支払う対象回線契約を「代表回線契約」といいます）を利用している場合であっても、代表回線契約の回線契約者及び代表回線契約以外の回線契約者がそれぞれ個別に第2項に従って本会への入会申込みを

することを要します。

6. 当社は、本会の会員資格を証する会員証等（以下、「会員証等」といいます）を d ポイントクラブサイトにおいて発行・表示します。

第3条（ポイントの計算方法、進呈方法、種類等）

1. 当社は、d ポイントを会員に進呈する場合、以下の各号に定める方法に基づいて計算された d ポイントを会員に進呈します。

- (1) 当社が別に定めるサービスステージ毎の進呈率により、ポイント提供対象サービスのうち、対象回線契約のひと月における利用料金（ただし、当社が別途定める料金は除きます）その他当社が別途定めるサービスのひと月における利用料金（以下「サービスステージ進呈率対象料金」といいます。）に応じて計算する方法。なお、進呈数を算定する際のサービスステージ進呈率対象料金の最小単位は 1000 円とし、1000 円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。また、月の途中でサービスステージが変更になった場合、変更となった月の末日時点のサービスステージの進呈率に応じて計算し、ポイントを進呈します。

- (2) 会員の有する対象回線契約にかかる回線又は d アカウントを携帯電話番号等指定した d カードサービスの利用料金に基づいて当社が別途定める方法により計算する方法。なお、進呈数を算定する際の d カードサービスの利用料金の最小単位は 100 円とし、100 円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。

- (3) その他、当社がポイント提供対象サービス毎に、別途定める方法。

2. 以下の各号に定める場合におけるサービスステージ進呈率対象料金は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 会員が旧 2in1 契約を締結している場合

旧 2in1 契約回線の利用金額を加算した金額をサービスステージ進呈率対象料金に含めます。

- (2) 2in1 パケット等料金引受オプションサービスに基づき債務引受が行われた場合

（本号において、本規約に定めのない用語については、当社が定める「2in1 パケット等料金引受オプションサービス規約」によるものとします。）

2in1 債務引受オプションの適用対象として指定された A ナンバーの FOMA サービスについては、サービスステージ進呈率対象料金から、引受債務の金額（サービスステージ進呈率対象料金に相当する金額（税額相当分との合算後の額とします。）に限り、以下本号において同じとします。）を差し引いた後の金額を、サービスステージ進呈率対象料金とします。2in1 債務引受オプションを利用する B ナンバーの FOMA サービスについては、当該引受債務の額をサービスステージ進呈率対象料金に含みます。

3. 当社は、第 1 項及び第 2 項で定める他、当社が企画する施策等（d ポイント協賛店とのポイント交換制度を含みます）を契機として d ポイントを進呈する場合があります。こ

の d ポイントの中には「d ポイント (期間・用途限定)」と称する有効期間、利用用途などが本規約の規定と異なる d ポイントがあり、d ポイント (期間・用途限定) の進呈条件、有効期間、利用用途などは当社が企画する施策毎に別途当社が定めます。

4. 当社は、会員が一括請求サービスを利用している場合、代表回線以外の会員によるポイント提供対象サービスの利用にかかる d ポイントの進呈であっても、代表回線契約を保有している契約者に一括して進呈します。代表回線以外の会員が一括請求サービスを解除した場合、当該解除時点で代表回線契約を保有している契約者に進呈されている d ポイントは、そのまま当該代表回線契約を保有している契約者に残存するものとします。
5. 当社は、会員が保有している d ポイント数を d ポイントクラブサイトに掲載する方法により会員に周知又は通知いたします。会員が一括請求サービスを利用している場合、当該 d ポイント数は、当該会員が代表回線以外の会員であったとしても、d ポイントクラブサイト上で確認することができます。但し、当該代表回線契約を保有している契約者が、代表回線以外の会員による d ポイント数の利用の拒否設定 (以下、「ポイント利用拒否設定」といいます) をした場合はこの限りではありません。なお、d ポイント数の具体的な確認方法及びポイント利用拒否設定の方法は d ポイントクラブサイト等にて当社が別途定めるところによります。
6. d ポイントが進呈された後に、当該 d ポイントの進呈の対象となるポイント提供対象サービスにかかる利用金額が減額された場合は、当社は、会員に進呈された d ポイントのうち減額された当該利用金額に応じて進呈された分に相当する d ポイントを取り消すものとします。この場合当社は、取り消し対象となる d ポイント (以下、「取消対象ポイント」といいます) について、会員が保有する d ポイントから一括して差し引くものとなりますが、当該会員が保有している d ポイントの総数が取消対象ポイント総数に満たない場合には、差し引くことができなかつた取消対象ポイント残数がなくなるまでの間、新たに進呈される d ポイントから予め取消対象ポイント残数を控除した上で d ポイントを進呈するものとします。

なお、会員が一括請求サービスを申し込んでいた場合、取消対象ポイントの取消処理は、代表回線契約を保有している契約者に進呈された d ポイント又は新たに進呈される d ポイントに対して実施されるものとします。また、会員と当社との間のポイント提供対象サービスの契約が解約された場合に、当該解約時に会員が保有していた d ポイント総数が、取消対象ポイント残数に満たないときには、当社は取り消すことができなかつた取消対象ポイント分に係る d ポイントの利用の申込み承諾を取り消して、当該取消対象ポイント分相当額を会員に請求することができるものとします。

7. d ポイントの進呈時期は、当社が別途定める場合を除き、以下各号のとおりとします。

- (1) 第 1 項第 1 号に基づく進呈

利用月の翌月 10 日以降に進呈します。但し、ドコモ光にかかるポイント提供対象サービス利用金額に対する d ポイントは、会員がドコモ光を利用月の翌々月 10 日以降

に進呈します。

(2) 前号以外に基づく進呈

当社が別途定める時期に進呈します。

8. dポイントの有効期限は、当該ポイントが進呈された月から起算して48か月後の月末までとします。
9. 会員がポイント提供対象サービスを複数契約していたとしても、第4項に定める場合を除き、dポイントを移行又は合算をすることはできません。

第4条 (dポイント等の利用等)

会員は、dポイントを100ポイント単位（当社が別途定める場合を除きます）で以下の用途に利用できるものとします。なお、ドコモは、以下各号に定める用途での利用について、利用を一部制限し、または利用に一定の条件を設ける場合があります、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。

- (1) 当社が別途指定する当社の商品又はサービス（但し、dポイント充当対象携帯料金（第3号で定義します）は除きます）等のご購入代金又はご利用料金への充当
 - (2) 当社が別途指定する商品（以下「特典商品」といいます）との交換（交換に必要なdポイント数は特典商品毎に当社が別途定めます）
 - (3) FOMA サービス契約約款及びXi サービス契約約款に基づくサービス（国内通話通信料、パケット通信料金、付加機能使用料等当社が別途指定するものに限り）にかかるとご利用料金（本条において「dポイント充当対象携帯料金」といいます）への充当（回線契約者のみ）。但し、本号の用途でのdポイントの利用は、3000ポイント以上100ポイント単位とします。
 - (4) その他当社が別途定める利用用途
2. 会員がdポイントを利用した場合、以下の優先順位で利用がなされるものとします。
 - (1) dポイント（期間・用途限定）
 - (2) dポイント
 3. 会員は、当社所定の方法に従って、dポイントの利用を当社に申し込むものとします。
 4. 会員が一括請求サービスを申し込んでいた場合、当該一括請求サービスを構成する会員は代表回線契約を保有している契約者の承諾なしにdポイントの利用を申し込むことができます。但し、代表回線契約を保有している契約者がポイント利用拒否設定をしている場合はこの限りではありません。
 5. 会員は、一旦申し込んだdポイントの利用にかかる申込みを取り消すことは出来ないものとします。
 6. 会員は、当社の都合（在庫状況等）により会員が希望する特典商品を提供できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。当社は、希望する特典商品を提供できないときは、会員に対して別の特典商品の指定を求めますが、会員が希望する特典商

品がない場合は、当該特典商品交換の申込みは取消されるものとし、当社は会員が当該特典商品との交換を希望した d ポイントを会員に返還します。

7. 当社は、会員からの特典商品交換の申込み内容に不備がないこと確認したときは、特典商品に応じて、ドコモショップ等当社が指定する窓口での引渡し、送付等当社が指定した方法により特典商品を提供します。
8. 当社が特典商品を会員に送付するときは、特典商品交換の申込みを当社が確認した時点で会員が当社に届け出ている住所又は特典商品交換の申込み時に会員が指定した住所に送ります。
9. 当社が会員に特典商品を送付する場合は、前項に定める住所に書留等当社が定める方法により送付するものとします。この場合、郵便局等から交付される当該郵便物の到着を証明する書類を当社が受領した時点をもって、会員本人に特典商品が送付されたものとします。但し、当社が前項に定める送付先住所に特典商品を送付したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、該当特典商品交換の申込みは取り消されるものとし、当社は、会員が当該特典商品交換との交換に利用した d ポイントを会員に返還します。なお、会員が会員資格を喪失した後に特典商品交換の申込みが無効となった場合は、会員が当該特典商品交換との交換に利用した d ポイントは、当社が当該申込みを無効と判断した時点で、失効するものとします。
10. 当社は、会員がポイント提供対象サービスの利用料金等の支払を遅滞している場合には、d ポイント等の利用にかかる申込みを受付けないものとします。
11. 特典商品とは別に、当社又は d ポイント協賛店は、会員に対し、d ポイントを利用して特典商品交換を実施した謝礼等として他の特典を提供する場合があります。当該特典の具体的内容、提供条件等については、d ポイントクラブサイト等に定めるところによりします。

第5条（会員情報の利用）

当社は、次の各号に掲げる会員の情報（以下「会員情報」といいます）を、次項に定める利用目的その他当社の「プライバシーポリシー」に定める目的の達成のために利用するものとします。

- (1) ポイント提供対象サービスの契約内容にかかる情報
- (2) ポイント提供対象サービスのご注文内容、ご利用金額及びご利用端末等にかかる情報
- (3) 当社及び登録店舗が会員向けに d ポイントクラブサイト等で別途定める方法により実施したアンケート等により取得した情報
- (4) 当社、登録店舗及び d ポイント協賛店の施策実施にかかる情報
- (5) ドコモショップ等の当社販売代理店が実施したアンケートにおいて会員が当社による利用を同意したうえ提出した情報

- (6) 会員登録時の申込書等に記載いただいた情報
- (7) その他、本プログラムの利用状況に関する情報

2. 当社は、会員情報を、次の各号に定める利用目的の達成のために利用するものとします。

- (1) 会員の d ポイントの管理、会員（代表回線以外の会員を含む）に対する保有している d ポイントの総数の通知、会員からの d ポイント交換等の申出があった際の d ポイント協賛店への会員情報の通知
- (2) 会員のポイント提供対象サービスの契約内容又は利用状況等に応じた、商品・サービス・キャンペーン・イベント等（以下、「商品等」といい、電気通信サービス以外の商品等を含みます）のご案内・ご提案（業務提携先の商品等に関するご案内・ご提案を含みます。）、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選及び景品の発送その他お知らせの実施
- (3) 商品・サービス又は各種キャンペーン施策（当社及び登録店舗のものに限定しない）に関する意識や実態に関する調査・分析の実施及びその結果に基づくご案内又はご提案
- (4) 本会特典（d ポイント協賛店が提供する会員向けの特典を含みます）のご案内
- (5) 登録内容及び会員資格を維持管理するため

3. 登録店舗（登録店舗の運営会社及び当該運営会社を統括する会社も含み、以下本条において同様とします）においても、会員情報を前項に掲げる利用目的の達成のために利用するものとします。

4. 当社及び登録店舗は、会員情報を厳重に保管します。

5. 当社及び登録店舗はドコモマイショップの会員情報を本条第 2 項に定める利用目的のために利用します。

6. 当社及び登録店舗は会員に対して第 2 項に定めるご案内、ご提案等（以下総称して「ご案内等」といいます）を郵送、インターネットメール、当社が提供するメッセージサービス（以下、「メッセージサービス」といいます）、d ポイントクラブサイト等及び電話等により行うことがあります。（Web サイト、インターネットメール、メッセージサービス及び d ポイントクラブサイトの利用にかかる費用の一部は会員負担となる場合があります。）

7. ご案内等には会員情報が記載される場合があります。

8. 会員が前項に定める当社及び登録店舗からのご案内等を希望しない場合、会員は当社及び登録店舗が別途定める方法により当社及び登録店舗に届け出るものとします。当社及び登録店舗は当該届出を受領した場合、これらのご案内等をしないものとします。

9. 当社及び登録店舗は、ご案内等をメッセージサービスにより行う場合、ポイント提供対象サービスの利用者に対し、会員情報を開示します。

10. 当社及び登録店舗は、d ポイント協賛店その他第三者に対し、会員情報を特定個人が

識別することができない方法により開示することがあります。但し、会員からの d ポイント交換等の申出があった場合においては、d ポイント協賛店に対し会員の個人情報を、d ポイント交換等の手続きに必要な範囲で開示いたします。

- 1 1. 当社及び登録店舗は、第 9 項及び第 10 項に定める場合の他、本規約において別途定める場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示することはありません。
- 1 2. 当社及び登録店舗は、ご案内等を行ったことに伴い、あるいはご案内等の内容、ご案内等に含まれている情報により、会員が何らかの損害を被ったとしても、その賠償の責を一切負わないものとします。

第 6 条（認証）

会員による d ポイントクラブサイトの利用に際して、当社は次の各号に定める方法のうち、当社が指定する方法により、会員を認証します。認証ができない場合には、会員は d ポイントクラブサイトをご利用になれません。なお、d アカウントのご利用条件は、それぞれ d アカウント規約に定めるところによります。

- (1) d ポイントクラブサイトへのアクセス時に利用している契約回線を認証する方法（会員が回線契約者の場合）
 - (2) d アカウントにより認証する方法
 - (3) 第 1 号又は第 2 号のいずれかの認証方法により会員が d ポイントクラブサイトにアクセスされた際に当社が発行した Cookie により認証する方法
2. 当社は、会員に本プログラムを便利にお使いいただくため、会員が保有している d ポイントの総数及びニックネームを、前項第 1 号又は第 3 号による認証により、パスワード等の確認をすることなく、d ポイントクラブサイトその他関連するサイト上に表示することがあります。

第 7 条（退会）

会員は、本会を退会しようとするとき、当社に申し出るものとし、当社が当該退会申出を受領した後は、退会を取り消すことはできないものとします。

第 8 条（会員資格の喪失事由等）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失うものとし、会員が保有する d ポイントはそれぞれ当該各号の定めに従い取扱うものとします。

- (1) 会員と当社との間の対象回線契約が解約され、かつ解約後に会員が d アカウントを保有しない場合。

d ポイントの取扱い：

解約時点で会員が保有する d ポイントは直ちに失効するものとします。なお、

解約後においても会員が d アカウントを保有する場合はこの限りではなく、当該 d アカウントにおいて会員資格を維持し、解約時点で保有していた d ポイントを引き継ぎます。また、会員が一括請求サービスを申し込んでいた場合は、当該一括請求サービスを構成する全ての会員のポイント提供対象サービスが解約された時点で、当該保有する d ポイント等が失効するものとします。なお、会員が代表回線契約を解約する場合において、当該代表回線契約を保有している契約者が代表回線以外の会員から次の代表回線契約を保有する者を指定することなく解約した場合はこの限りでなく、全ての d ポイントが失効します。

(2) 前条に基づき当社が会員の退会の申出を受領した場合。

d ポイントの取扱い：

退会の申出を当社が受領した時点で会員が保有する d ポイントは直ちに失効するものとします。また、会員が一括請求サービスを申し込んでいた場合は、当該一括請求サービスを構成するすべての会員から本プログラムの退会の申出を受領した時点で保有する d ポイントが失効するものとします。なお、代表回線契約を保有している契約者が退会を申し出た場合において、当該代表回線契約を保有している契約者が代表回線以外の会員から次の代表回線契約を保有する者を指定することなく当社が退会の申出を受領した場合はこの限りでなく、全ての d ポイントが失効します。

(3) 会員が法人であることが判明したとき

d ポイントの取扱い：

前号に規定する取扱いと同じとします。

(4) 第 10 条第 1 項各号に該当する場合その他会員が本規約等に違反する等当社が会員として不適格であると判断した場合。

d ポイントの取扱い：

第 2 号に規定する取扱いと同じとします。

2. 対象回線契約を名義変更したとき、又は対象回線契約上の地位が他者に承継された場合、名義変更時点又は契約上の地位の承継時点で、名義変更又は承継により対象回線契約上の地位を譲渡する会員（以下本号において総称して「譲渡元会員」という）が保有していた d ポイント及び会員資格は名義変更又は承継により対象回線契約上の地位を譲渡された契約者（以下本号において総称して「譲渡先会員」という）に引き継がれるものとします。なお、当該引継時点で譲渡元会員は会員資格を喪失することとなり、名義変更 又は契約上の地位の承継手続き後において、d アカウント規約に基づき名義変更前の d アカウントを譲渡元会員がそのまま利用することができる場合であっても、会員資格は喪失しているため、再度本会への入会手続が必要となります。

第9条（当社の免責）

本会特典に関連して、会員が被った損害（例えば、本会特典を構成する物品若しくは特典を行使した結果得られる物品に欠陥が存在したり、又は本会特典を構成するサービス若しくは本会特典を行使した結果得られるサービスが不適切であったことに関連して、会員が被った損害等を指しますが、これらに限られません。）に対し、当社及び対象店舗はいかなる責任も負わないものとします。

2. 本会特典の内容は、当社又は d ポイント協賛店の都合により、会員への通知なしに、追加、削除、変更又は一時停止されること、その結果、会員が希望する特典を提供できない場合があります。この場合、当社、対象店舗及び d ポイント協賛店はいかなる責任も負わないものとします。
3. 本プログラム自体が終了したことにより、会員が損害を被った場合であっても、当社、対象店舗及び d ポイント協賛店は、いかなる責任を負わないものとします。

第10条（利用停止）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、会員資格を喪失させることなく、本プログラムの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 会員の登録内容に虚偽があった場合
 - (2) 本プログラムの利用において、第三者になりすます等不正行為があった場合
 - (3) 本プログラムの利用において、当社の設備に無権限でアクセス、解析し、又は過度な負担を与える等迷惑行為があった場合
 - (4) ポイント提供対象サービスの料金の支払を怠った場合
 - (5) 本会の運営を妨害した場合
 - (6) 本規約等のいずれかに違反した場合
 - (7) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知又は周知することなく、本プログラムの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。
- (1) 本プログラムにかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
 - (3) 本プログラムにかかるシステムの障害等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合
 - (5) その他当社が運用上又は技術上本プログラムの提供の中断又は停止が必要である

と判断した場合

4. 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に会員に通知又は周知することにより、本プログラムの全部又は一部の提供を廃止することができるものとします。

第 11 条（規約変更）

当社は、当社が必要と認めたときには、会員への予告なく、本規約及び d ポイントクラブサイト等の内容、特典の内容及び d ポイント協賛店を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

第 12 条（損害賠償）

本プログラムに関して当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合は適用しません。

第 13 条（権利義務の譲渡の禁止）

会員は、別途当社が定める場合を除き、本規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負担する義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第 14 条（連絡先窓口）

本プログラムの内容、その他についての質問や問い合わせ等につきましては、d ポイントクラブサイト等に記載する当社の連絡先を、窓口とするものとします。

第 15 条（準拠法及び合意管轄）

本規約の効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2. 会員と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則（平成 27 年 10 月 5 日）

1. この改正規約は平成 27 年 12 月 1 日から実施します。
2. 会員は、d ポイント及び d ポイント（期間・用途限定）に加え、以下の各号に定めるポイントを、本規約に従って利用することができるものとします。なお、以下のポイントの

有効期限は、当該ポイントが進呈された年度(毎年4月1日から3月末日までをいいます。)の末日から3年2ヶ月を経過する日までとします。

(1) プレミアクラブ進呈ポイント

当社が会員に対し、平成27年3月31日以前に改正前の本規約(以下「ドコモプレミアクラブ会員規約」といいます。)に従って進呈されたポイントを指します。当社は会員が保有するプレミアクラブ進呈ポイントを平成27年11月25日以降にdポイントに移行します。移行されるプレミアクラブ進呈ポイントは、平成27年4月1日から当該移行時点直前までに会員に付与されたポイントとなります。但し、dポイントに自動移行したポイント分は、2015年11月30日までプレミアクラブ進呈ポイントとしてご利用いただけます。

(2) ドコモポイント(ドコモの回線をお持ちでない方向け)

当社が会員に対し、平成27年3月31日以前にドコモポイント規約(ドコモの回線をお持ちでない方向け)に従って進呈されたポイントを指します。当社は会員が保有するドコモポイント(ドコモの回線をお持ちでない方向け)を平成27年11月25日以降にdポイントに移行します。移行されるドコモポイント(ドコモの回線をお持ちでない方向け)は、平成27年4月1日から当該移行時点直前までに会員に付与されたポイントとなります。但し、dポイントに自動移行したポイント分は、2015年11月30日までドコモポイント(ドコモの回線をお持ちでない方向け)としてご利用いただけます。

3. 前項の規定にかかわらず、プレミアクラブ進呈ポイント及びドコモポイント(ドコモの回線をお持ちでない方向け)(以下総称して「旧ポイント」といいます。)は、本規約第4条第1項第1号及び第2号に定める利用用途にのみ利用することができます。

4. 旧ポイントを保有している会員が、dポイントを利用した場合、第4条第3項に定めるポイントは、以下の優先順位で利用がなされるものとします。

(1) dポイント(期間・用途限定)

(2) プレミアクラブ進呈ポイント及びドコモポイント(ドコモの回線をお持ちでない方向け)

(3) dポイント

5. 第8条第1項の規定にかかわらず、旧ポイントを保有している回線契約者である会員が、第7条に基づき本会を退会し、かつ、退会後も対象回線契約を継続する場合の旧ポイントの取り扱いについては以下のとおりとします。

旧ポイントの取扱い:

第4条第1項第1号に規定する利用のみ可能。但し、利用できる当社商品又はサービスは一部制限され、詳細は別途当社が定めます。

6. この改正規約実施後において、旧ポイントの進呈の対象となるポイント提供対象サービスにかかる利用金額が減額された場合は、当社は、会員に進呈された旧ポイントのうち

減額された当該利用金額に応じて進呈された分に相当する旧ポイントを取り消すものとします。なお、その方法は第3条第6項に準じるものとします。

7. この附則に定める以外の旧ポイントの取り扱いについては、本規約のdポイントに関する定めに準じるものとします。